

八丈島の噴火警戒レベル判定基準

令和7年3月13日現在

レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	<p><b>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○山頂噴火                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・山頂で噴火が発生し火口から1kmを超えて居住地域あるいは居住地域近くまで大きな噴石が飛散</li> <li>・溶岩湖の形成や溶岩噴泉が発生し溶岩流出の可能性</li> <li>・山頂で噴煙柱が4000m程度以上に達し火砕流が発生するような大規模な噴火が発生または可能性</li> </ul> </li> <li>○山腹噴火                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・山腹または周辺の浅い海域（水深100m以浅）の浅部で活発な地震活動かつ急激な地殻変動を観測</li> <li>・山腹または周辺の浅い海域（水深100m以浅）で噴火が発生</li> </ul> </li> </ul>	<p>該当する現象が観測されなくなった場合には、火山活動を評価した上で、すみやかにレベルを引き下げる。</p>
4	<p><b>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○山頂噴火                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・山頂浅部で地震活動が増大</li> <li>・山頂浅部で火山性連続微動の振幅が増大</li> <li>・山頂浅部の山体膨張を示す急激な地殻変動を観測</li> <li>・山頂で噴火が発生し火口から概ね1km付近まで頻繁に大きな噴石が飛散</li> </ul> </li> <li>○山腹噴火                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・山腹または周辺の浅い海域（水深100m以浅）の浅部で地震が増加し始める、あるいは地震の発生に加えて地殻変動を観測</li> </ul> </li> </ul>	<p>噴火が発生せず、左記のいずれの現象も観測されなくなった場合には、火山活動を評価した上で、すみやかにレベルを引き下げる。</p>
3	<p><b>【火口から概ね1km付近まで大きな噴石が飛散する山頂噴火の可能性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山頂浅部で地震が多発</li> <li>・山頂浅部で火山性微動が多発あるいは火山性連続微動が数日以上継続</li> <li>・山頂直下の地震活動や火山性微動に伴って膨張を示す明瞭な地殻変動を観測</li> </ul> <p><b>【火口から概ね1km付近まで大きな噴石が飛散する山頂噴火が発生】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山頂で噴火が発生し火口から概ね1km付近まで大きな噴石が飛散</li> </ul>	<p>噴火がなく（又はなくなり）、左記で示した条件を満たさなくなり、火山活動に低下が認められた場合には、レベルを引き下げる。</p>
2	<p><b>【火口周辺に影響を及ぼす山頂噴火の可能性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山頂浅部で地震活動の高まり</li> <li>・山頂浅部で火山性微動がやや増加</li> <li>・山頂で顕著な噴気や地熱域が出現</li> </ul> <p><b>【火口周辺に影響を及ぼす山頂噴火が発生】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山頂で噴火が発生し火口周辺に降灰や大きな噴石が飛散</li> </ul>	<p>左記のいずれの現象もみられなくなり元の状態に戻った、あるいは噴気や地熱活動については、元に戻る傾向が明瞭になった段階でレベル1に引き下げる。ただし、元に戻る傾向が明瞭であると判断してレベル1に下げた後に、再び火山活動が高まる傾向に転じたと判断した場合は、上記の基準に達していなくてもレベル2に戻す。</p>

- ・各項目のいずれかの項目が観測された場合に当該レベルへ引き上げる。
- ・山頂とは西山山頂をいう。
- ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
- ・レベルの引き上げ基準に達しない程度の火山活動の高まりや変化が認められた場合などには、臨時的「火山の状況に関する解説情報」を発表することで、火山の活動状況や警戒事項をお知らせする。
- ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。